

令和 5 年 4 月 6 日

学生および教職員の皆様へ

学 長

新型コロナウイルス感染症対策における登校・出勤禁止の取り扱いについて(周知)

新型コロナウイルス感染症対策における登校・出勤禁止(以下「登校禁止」という)の取り扱いについては、5月8日以降には、感染症法の5類感染症に位置づけられるため変更される予定ですが、5月7日までは下記の基準となりますので、ご承知おきください。新たな基準につきましては追ってご連絡致します。

記

### 新型コロナウイルス感染症対策における登校禁止基準

#### I. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

療養が終了するまで [登校禁止]

\* 発症日は0日とします。

##### 1) 有症状(入院以外)の場合

発症翌日から7日間かつ症状軽快後24時間を経過した後、8日目に療養解除

\* 発症から10日間は、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けること。

##### 2) 有症状(入院)の場合

発症翌日から10日を経過し、かつ症状軽快後72時間を経過した後、11日目に療養解除

##### 3) 無症状の場合

検体採取翌日から7日間を経過した後、8日目に療養解除

\* ただし、5日目の抗原定性検査キット(薬事承認済・鼻腔検体による検査)を用いた検査で、陰性を確認した場合は、6日目から解除とする。検体採取翌日から7日間は、感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けること。

#### II. 本人が発熱等体調不良の場合

解熱後2日を経過し、かつ症状が消失するまで自宅療養 [登校禁止]

#### III. 本人が濃厚接触者と特定された場合

感染者と最後に接触した翌日から5日間自宅待機 [登校禁止]

\*ただし、無症状で2日目及び3日目の抗原定性検査キット(薬事承認済・鼻腔検体による検査)を用いた検査で、2回とも陰性を確認した場合は、3日目から解除とする。

\*7日間は、健康観察と感染リスクの高い場所の利用や会食等は避けること。

#### IV. 同居者が発熱等体調不良の場合

同居者の症状が消失するまで自宅待機 [登校禁止]

#### V. 本人に基礎疾患等があり、重症化のリスクが高いと主治医から判断された場合

主治医が登校を許可するまでの期間自宅待機 [登校禁止]

- ・学生の登校禁止手続きについては別紙をご確認ください。
- ・教職員はPCR検査を受検時には、結果を速やかに所属長に報告してください。
- ・登校禁止となった場合でも、オンライン授業は、症状が落ち着いていれば自宅等で受講してください。教職員の方は、上司と相談の上、可能であればテレワークをご検討ください。
- ・登校禁止は、学校保健安全法第19条の出席停止の措置として扱います。
- ・この通知は、今後状況に応じ変更する場合があります。